

平成30年3月20日（火曜日）

議事日程第5号

平成30年3月20日（火曜日）午前10時開議

第1. 追加提出議案の説明

議案第81号から議案第83号まで 3件

第2. 議案第81号 由利本荘市副市長の選任について

第3. 追加提出議案に対する質疑

第4. 追加提出議案の委員会付託（付託表は別紙のとおり）

第5. 委員長審査報告

第6. 議案第10号 由利本荘市佐藤憲一顕彰教育支援基金条例の制定について

第7. 議案第11号 由利本荘市組織条例の一部を改正する条例案

第8. 議案第12号 由利本荘市納税等に係る公平性の確保に関する条例の一部を改正する条例案

第9. 議案第13号 由利本荘市移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例案

第10. 議案第14号 由利本荘市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案

第11. 議案第15号 由利本荘市ごみ処理施設設置条例の一部を改正する条例案

第12. 議案第16号 由利本荘市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例案

第13. 議案第17号 由利本荘市老人福祉施設におけるサービスに要する費用の徴収に関する条例の一部を改正する条例案

第14. 議案第18号 由利本荘市地域支援事業及び地域支え合い事業費用徴収条例の一部を改正する条例案

第15. 議案第19号 由利本荘市畜産センター条例の一部を改正する条例案

第16. 議案第20号 由利本荘市矢島スポーツ宿泊センター施設条例の一部を改正する条例案

第17. 議案第21号 由利本荘市都市公園の設置に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案

第18. 議案第22号 由利本荘市集落排水施設条例の一部を改正する条例案

第19. 議案第23号 由利本荘市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

第20. 議案第24号 由利本荘市消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例案

第21. 議案第25号 由利本荘市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案

第22. 議案第26号 由利本荘市消防手数料条例の一部を改正する条例案

第23. 議案第27号 由利本荘市学習センター条例の一部を改正する条例案

第24. 議案第28号 由利本荘市鳥海高原矢島スキー場スキーハウス条例を廃止する条例案

- 第 25. 議案第 29 号 物品（体育備品）購入契約の締結について
- 第 26. 議案第 30 号 財産の無償譲渡について
- 第 27. 議案第 32 号 辺地に係る総合整備計画の策定について
- 第 28. 議案第 33 号 辺地に係る総合整備計画の策定について
- 第 29. 議案第 34 号 由利本荘市道路線の廃止について
- 第 30. 議案第 35 号 由利本荘市道路線の認定について
- 第 31. 議案第 36 号 公の施設の指定管理者の指定の期間の変更について
- 第 32. 議案第 37 号 公の施設の指定管理者の指定の期間の変更について
- 第 33. 議案第 38 号 公の施設の指定管理者の指定の期間の変更について
- 第 34. 議案第 39 号 訴えの提起について
- 第 35. 議案第 40 号 本荘由利広域市町村圏組合の共同処理事務の変更に伴う財産処分について
- 第 36. 議案第 41 号 平成 30 年度由利本荘市介護サービス事業特別会計への繰入れについて
- 第 37. 議案第 42 号 平成 30 年度由利本荘市下水道事業特別会計への繰入れについて
- 第 38. 議案第 43 号 平成 30 年度由利本荘市集落排水事業特別会計への繰入れについて
- 第 39. 議案第 44 号 平成 30 年度由利本荘市スキー場運営特別会計への繰入れについて
- 第 40. 議案第 46 号 平成 29 年度由利本荘市一般会計補正予算（第 21 号）
- 第 41. 議案第 47 号 平成 29 年度由利本荘市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 42. 議案第 48 号 平成 29 年度由利本荘市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 43. 議案第 49 号 平成 29 年度由利本荘市診療所運営特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 44. 議案第 50 号 平成 29 年度由利本荘市受託施設休日応急診療所運営特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 45. 議案第 51 号 平成 29 年度由利本荘市情報センター特別会計補正予算（第 6 号）
- 第 46. 議案第 52 号 平成 29 年度由利本荘市奨学資金特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 47. 議案第 53 号 平成 29 年度由利本荘市介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 48. 議案第 54 号 平成 29 年度由利本荘市下水道事業特別会計補正予算（第 10 号）
- 第 49. 議案第 55 号 平成 29 年度由利本荘市集落排水事業特別会計補正予算（第 9 号）
- 第 50. 議案第 56 号 平成 29 年度由利本荘市スキー場運営特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 51. 議案第 57 号 平成 29 年度由利本荘市小友財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 52. 議案第 58 号 平成 29 年度由利本荘市松ヶ崎財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 53. 議案第 59 号 平成 29 年度由利本荘市水道事業会計補正予算（第 6 号）
- 第 54. 議案第 60 号 平成 29 年度由利本荘市ガス事業会計補正予算（第 4 号）
- 第 55. 議案第 61 号 平成 30 年度由利本荘市一般会計予算

- 第56. 議案第62号 平成30年度由利本荘市国民健康保険特別会計予算  
 第57. 議案第63号 平成30年度由利本荘市後期高齢者医療特別会計予算  
 第58. 議案第64号 平成30年度由利本荘市診療所運営特別会計予算  
 第59. 議案第65号 平成30年度由利本荘市受託施設休日応急診療所運営特別会計予算  
 第60. 議案第66号 平成30年度由利本荘市情報センター特別会計予算  
 第61. 議案第67号 平成30年度由利本荘市奨学資金特別会計予算  
 第62. 議案第68号 平成30年度由利本荘市介護サービス事業特別会計予算  
 第63. 議案第69号 平成30年度由利本荘市下水道事業特別会計予算  
 第64. 議案第70号 平成30年度由利本荘市集落排水事業特別会計予算  
 第65. 議案第71号 平成30年度由利本荘市スキー場運営特別会計予算  
 第66. 議案第72号 平成30年度由利本荘市小友財産区特別会計予算  
 第67. 議案第73号 平成30年度由利本荘市北内越財産区特別会計予算  
 第68. 議案第74号 平成30年度由利本荘市松ヶ崎財産区特別会計予算  
 第69. 議案第75号 平成30年度由利本荘市水道事業会計予算  
 第70. 議案第76号 平成30年度由利本荘市ガス事業会計予算  
 第71. 議案第78号 平成29年度由利本荘市一般会計補正予算（第22号）  
 第72. 議案第79号 平成29年度由利本荘市受託施設休日応急診療所運営特別会計補正予算（第3号）  
 第73. 議案第80号 平成29年度由利本荘市スキー場運営特別会計補正予算（第3号）  
 第74. 議案第82号 29災第343号一級市道水無線（真人橋）橋梁災害復旧工事請負契約の締結について  
 第75. 議案第83号 平成29年度由利本荘市一般会計補正予算（第23号）  
 第76. 陳情第1号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書提出についての陳情

本日の会議に付した事件

第1から第76までは議事日程第5号のとおり

第77. 追加提出議員発案の説明並びに質疑

議員発案第1号

1件

第78. 議員発案第1号 由利本荘市議会委員会条例の一部改正について

出席議員（25人）

1番 阿部十全	2番 岡見善人	3番 正木修一
4番 伊藤岩夫	5番 今野英元	6番 佐々木隆一
8番 佐々木茂	9番 三浦晃	10番 高野吉孝
11番 佐藤義之	12番 小松浩一	13番 伊藤順男
14番 長沼久利	15番 吉田朋子	16番 佐藤健司
17番 佐々木慶治	18番 渡部功	19番 大関嘉一

20番	佐藤	勇	21番	湊	貴信	22番	伊藤	文治
23番	高橋	和子	24番	高橋	信雄	25番	三浦	秀雄
26番	渡部	聖一						

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

市長	長谷部	誠	副市長	阿部	太津夫
教育長	佐々田	亨三	企業管理者	藤原	秀一
総務部長兼 木のおもちゃ美術館 整備推進事務局長	原田	正雄	企画調整部長	佐藤	光昭
市民生活部長	田中	龍一	健康福祉部長	太田	晃
農林水産部長	遠藤	晃	商工観光部長	堀	良隆
建設部長	佐々木	肇	由利本荘まるごと 営業本部事務局長	松永	豊
総合防災公園管理 運営準備事務局長	袴田	範之	矢島総合支所長	佐藤	俊一
由利総合支所長	豊嶋	喜一	鳥海総合支所長	土田	勇作
教育次長	武田	公明	消防長	齊藤	郁雄

議会事務局職員出席者

局長	鈴木	順孝	次長	鎌田	直人
書記	小松	和美	書記	高橋	清樹
書記	古戸	利幸	書記	佐々木	健児

午前10時00分開議

○議長（渡部聖一君） おはようございます。まだ肌寒い日が続いておりますが、いよいよ春を感じるようになりました。先週で小中学校の卒業式も無事全て終了し、卒業生らもそれぞれの次のステージへ羽ばたいていきました。今後の御活躍を祈念するものであります。

ただいまから本日の会議を開きます。

出席議員は25名であります。出席議員は定足数に達しております。

○議長（渡部聖一君） この際、お諮りいたします。本日、議案の追加提出がありましたので、議会運営委員会を開催し、本日の日程をお手元に配付のとおり定めましたが、これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって、本日の議事は日程第5号をもって進めます。

---

○議長（渡部聖一君） 日程第1、追加提出議案の説明を行います。

この際、議案第81号から議案第83号までの3件を一括上程し、市長の説明を求めます。長谷部市長。

**【市長（長谷部誠君）登壇】**

○市長（長谷部誠君） おはようございます。それでは、追加提出議案について御説明申し上げます。

本日、追加提出いたします案件は、人事案件1件、契約締結案件1件、補正予算1件の計3件であります。

初めに、議案第81号副市長の選任についてであります。これは、小野副市長が任期満了により、3月31日で退任されることに伴い、空席となります副市長に松永豊氏を選任するに当たり、議会の同意を得ようとするものであります。

同氏の略歴につきましては、お手元に配付いたしました履歴書のとおりであります。

なお、選任は4月1日付にしたいと考えております。

よろしく御審議の上、御同意くださいますようお願い申し上げます。

次に、議案第82号29災第343号一級市道水無線（真人橋）橋梁災害復旧工事請負契約の締結についてであります。これは、鳥海町上笹子字荒見地内で発生した地すべりによる橋梁災害復旧工事について、山科建設株式会社・佐藤建設株式会社特定建設工事共同企業体と契約を締結するに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。

次に、議案第83号一般会計補正予算（第23号）であります。これは、繰越明許費について、社会資本整備総合交付金事業費を変更しようとするものであります。

以上が本日追加提出いたします議案の概要でありますので、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（渡部聖一君） 以上をもって、追加提出議案の説明を終わります。

この際、お諮りいたします。議案第81号由利本荘市副市長の選任については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

**【「異議なし」と呼ぶ者あり】**

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議案第81号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。議案第81号については、質疑、討論を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

**【「異議なし」と呼ぶ者あり】**

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議案第81号については、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

---

○議長（渡部聖一君） 日程第2、議案第81号由利本荘市副市長の選任についてを議題といたします。

本案は直ちに採決いたします。本案の採決は無記名投票をもって行います。これに御

異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって、本案の採決は無記名投票をもって行うことに決定いたしました。

議場の閉鎖を命じます。

【古戸書記議場閉鎖】

○議長（渡部聖一君） ただいまの出席議員は、議長を除く24名であります。

念のため申し上げます。原案に同意することに賛成の諸君は「賛成」と、原案に同意することに反対の諸君は「反対」と記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

なお、それ以外の記載については否とみなします。

また、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により否とみなします。繰り返します。原案に同意する諸君は「賛成」と、不同意の諸君は「反対」と記載してください。

これより投票を行います。

投票用紙の配付をいたします。

【小松、高橋、古戸、佐々木書記投票用紙配付】

○議長（渡部聖一君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

【高橋書記投票箱確認】

○議長（渡部聖一君） 異常なしと認めます。

点呼を命じます。

【鎌田次長の点呼に応じ各議員投票】

○議長（渡部聖一君） 投票漏れはありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

【古戸書記議場開鎖】

○議長（渡部聖一君） これより開票を行います。

この際、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に5番今野英元君、8番佐々木茂君、15番吉田朋子さんの3名を指名いたします。よって、3名の諸君の立ち会いをお願いいたします。

【立会人今野英元君、佐々木茂君、吉田朋子君の立ち会いの上、  
鎌田次長、小松書記開票】

○議長（渡部聖一君） 投票の結果を御報告いたします。

投票総数24票、これは、先ほどの議長を除いた出席議員数に符合しています。

そのうち有効投票23票、無効投票1票。

有効投票中、賛成10票、反対13票であります。

以上のとおり、原案に同意することに反対の諸君が多数であります。よって、議案第81号由利本荘市副市長の選任については、同意しないことに決定いたしました。

---

○議長（渡部聖一君） 日程第3、追加提出議案に対する質疑を行います。

この際、本日追加提出されました議案第82号及び議案第83号の2件に対する質疑の通告は、休憩中に議会事務局に提出していただきます。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時17分 休 憩

.....

午前10時18分 再 開

○議長（渡部聖一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、追加提出されました議案第82号及び議案第83号に対する質疑を行います。ただいままでのところ、質疑の通告はありません。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。よって、追加提出議案に対する質疑を終わります。

---

○議長（渡部聖一君） 日程第4、追加提出議案の委員会付託を行います。

お手元に配付いたしております付託表のとおり、建設常任委員会に審査を付託いたします。

この際、追加提出議案の審査に係る委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午前10時19分 休 憩

.....

午前11時21分 再 開

○議長（渡部聖一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（渡部聖一君） 日程第5、これより、議案第10号から議案第30号まで、議案第32号から議案第44号まで、議案第46号から議案第76号まで、議案第78号から議案第80号まで、議案第82号及び議案第83号の70件並びに陳情第1号の計71件を一括上程し、各委員会の審査の経過と結果について、委員長より報告を求めます。

なお、委員長報告に対する質疑は、各案件に入ってからこれを許します。

最初に、総務常任委員長の報告を求めます。21番湊貴信君。

【総務常任委員長（湊貴信君）登壇】

○総務常任委員長（湊貴信君） 総務常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

今定例会におきまして、当常任委員会に審査付託になりました案件は、初日に付託されました案件を除いて、条例関係6件、財産譲渡1件、計画策定2件、補正予算5件、新年度予算5件の合計19件であります。

審査の結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりですが、審査の経過と概要について御報告申し上げます。

初めに、条例関係の案件であります。

議案第11号組織条例の一部を改正する条例案であります。これは、総合防災公園管理運営準備事務局をスポーツ・ヘルスコミッション推進部に名称変更するほか、木のおもちゃ美術館整備推進事務局を廃止し、また、税に関する事務分掌を市民生活部から総務部に変更しようとするものであります。

次に、議案第12号納税等に係る公平性の確保に関する条例の一部を改正する条例案であります。これは、西目幼稚園の民間移譲に係り、前の定例会にて、関係する条例の廃止が可決されたことにより、別表から一時預かり保育料徴収条例、バスの運行に関する条例及び給食費等徴収条例を削除しようとするものであります。

次に、議案第13号移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例案であります。これは、大内中俣餅田基地局の整備に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第24号消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例案であります。これは、本荘消防署大内分署の移転に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第25号消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案であります。これは、消防団員の処遇改善のため、非常災害発生により職務に従事した場合の1回当たりの費用弁償額を8時間以内では3,000円、8時間超では6,000円にそれぞれ増額するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第26号消防手数料条例の一部を改正する条例案であります。これは、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました6件の条例一部改正の案件につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、財産譲渡の案件であります。

議案第30号財産の無償譲渡についてであります。これは、二太子集落センターに係る建物及び附帯する設備一式を二太子集落会に無償で譲渡するに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、計画策定の案件であります。

議案第32号及び議案第33号辺地に係る総合整備計画の策定についてであります。これは、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づくもので、交付税算入率80%の大変有利な辺地対策事業債を事業費に充てるためのものであり、議案第32号は、矢島地域木在内地内の林道専用道の整備、また、議案第33号は、由利地域西沢地内の青少年旅行村の整備に係る計画策定であります。提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、各会計の補正予算についてであります。

初めに、議案第46号一般会計補正予算（第21号）であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では、9款、12款から17款、19款、20款、歳出では、1款、2款、9款、12款、13款、継続費2款、9款の変更、地方債の変更であります。



この補正は、全般にわたり年度末の精査に伴う補正であります。主な内容について御報告申し上げます。

初めに、歳入であります。9款地方交付税では、交付額の確定による増額、12款使用料及び手数料では、情報公開手数料の措置、13款国庫支出金では、地域内フィーダー系統確保維持費補助金や大沢川排水機場操作点検業務委託金の増額及び消防施設整備費補助金や衆議院議員総選挙費委託金等の減額、14款県支出金では、生活バス路線等維持費補助金の増額が主なものであります。

15款財産収入では、土地建物貸付収入の減額や財政調整基金など基金運用収入の増額及び土地、分収林立木、物品の売払収入の増額、16款寄附金では、ふるさとさくら基金費寄附金の増額、17款繰入金では、地域雇用創出推進基金繰入金の減額及び合併市町振興基金繰入金などの増額であります。

19款諸収入では、保険収入などの増額及び移転補償費などの減額、20款市債では、庁舎等整備事業債や消防施設整備事業債などの減額が主なものであります。

次に、歳出であります。1款議会費では、精査による議員報酬及び議会事務費の減額、2款総務費では、全般にわたり年度末までの事業費の支出見込みによる減額であります。庁舎建設基金やふるさとさくら基金への積立金の増額、大内総合支所建設工事の事業費確定や衆議院議員総選挙との同日執行による市議会議員選挙事務費の減額が主なものであります。

9款消防費では、耐震性貯水槽などの整備に係る請け差の減額が主なものであり、12款公債費では、長期債償還に係る利子の増額、13款予備費では、財源調整のための増額であります。

次に、継続費であります。2款総務費において、平成28年度から29年度までの2カ年で設定している大内総合支所改築事業について、平成29年度分の年割額を2,207万5,000円減額し、継続費の総額を4億3,792万5,000円に、また、9款消防費において、平成29年度から30年度までの2カ年で設定している同報系防災行政無線屋外拡声子局増設事業について、年割額を平成29年度分は10万9,000円、30年度分は1,005万5,000円減額し、継続費の総額を1億8,576万円にしようとするものであります。

最後に、地方債補正であります。防災公園整備事業など25事業において、起債限度額を変更しようとするものであります。

次に、議案第78号一般会計補正予算（第22号）であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入9款、歳出3款、繰越明許費9款の追加、地方債の変更であります。歳入9款地方交付税では、歳出に係る一般財源分として1億9,163万7,000円増額しようとするものであり、歳出3款民生費では、災害弔慰金を750万円措置しようとするものであります。

繰越明許費では、9款消防費において、年度内に事業完了が困難なことから、消防自動車修理事業270万円を計上しようとするものであり、地方債では、由利中学校改修事業において、起債限度額を350万円から1億300万円に変更しようとするものであります。

次に、議案第51号情報センター特別会計補正予算（第6号）であります。歳入では、前年度繰越金の増額及び移転補償費の減額であり、歳出では、年度末の精査に伴う

減額や長期債償還利子の確定に伴う減額、予備費では、突発的な修繕等に対応するための増額が主なもので、歳入歳出それぞれ699万3,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を4億6,965万2,000円にしようとするものであります。

次に、議案第57号小友財産区特別会計補正予算（第1号）であります。歳入では、基金運用収入や基金繰入金の減額及び前年度繰越金の増額であり、歳出では、事業費の精査による財産区管理会費や財産維持費の減額及び積立金の増額で、歳入歳出それぞれ14万5,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を515万5,000円にしようとするものであります。

次に、議案第58号松ヶ崎財産区特別会計補正予算（第1号）であります。歳入では、土地貸付収入、基金運用収入及び前年度繰越金の増額であり、歳出では、一般会計繰出金の減額及び積立金の増額で、歳入歳出それぞれ14万2,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を105万8,000円にしようとするものであります。

以上、御報告申し上げました5件の一般会計及び特別会計の補正予算につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、新年度予算について御報告申し上げます。

初めに、議案第61号一般会計予算であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では、2款、3款、6款、7款、9款、11款から20款、歳出では、1款、2款、9款、12款、13款及び地方債であります。人件費や経常的な経費を除く主な内容について御報告申し上げます。

初めに、歳入であります。2款地方譲与税では、地方揮発油譲与税及び自動車重量譲与税で、対前年度比3,600万円増の5億4,800万円、3款利子割交付金では、前年度と同額の1,000万円、6款地方消費税交付金では対前年度比9,000万円増の14億9,000万円、7款自動車取得税交付金では対前年度比1,000万円増の8,000万円、9款地方交付税では、国の地方財政計画及び合併算定がえの特例加算分の段階的な減額により対前年度比約4.4ポイント、7億5,766万1,000円減の166億945万5,000円が計上されております。

11款分担金及び負担金では、石脇財産区選挙費負担金、12款使用料及び手数料では、庁舎や地域の施設、土地建物、コミュニティバス等の使用料及び危険物許可申請証明手数料、13款国庫支出金では、地域内フィーダー系統確保維持費及び無線システム普及支援事業費の補助金、生活再建対策事務及び大沢川排水機場操作点検業務の委託金が計上されております。

14款県支出金では、生活バス路線等維持費及び由利高原鉄道運営事業費などの補助金のほか、県広報配布、県議会議員選挙費、各種統計調査費などの委託金、15款財産収入では、土地建物などの貸付収入や各基金の運用収入のほか、土地・物品売払収入などが計上されております。

16款寄附金では、一般寄附金やふるさとさくら基金費寄附金、17款繰入金では、地域雇用創出推進基金、公共施設等維持補修基金及び行政改革に伴う人件費平準化基金などの各基金のほか、各財産区特別会計からの繰入金、18款繰越金では、前年度と同額の5億円が計上されております。

19款諸収入では、地域総合整備資金貸付金元利収入、宝くじ市町村交付金、県消防学

校派遣費及び県消防防災航空隊派遣費などであり、20款市債では、由利高原鉄道運営支援、地域づくり推進及び消防・防災施設整備などに係る各事業債や臨時財政対策債が計上されております。

次に、歳出であります。1款議会費では、議員報酬などのほか、議会運営全般に係る事務費が計上されております。

2款総務費では、公衆無線LAN設備整備、地域づくり推進、生活バス路線等維持、コミュニティバス運行、由利高原鉄道運営補助、ふるさとさくら基金に係る事業費などが計上されております。

9款消防費では、同報系防災行政無線屋外拡声子局増設、耐震性貯水槽及び消防団への小型動力ポンプ積載車や格納庫の整備に係る事業費などが計上されております。

12款公債費では、長期債や一時借入金の元金や利子で、対前年度比1億863万5,000円増の64億1,903万2,000円、13款予備費では、前年度と同額の5,000万円が計上されております。

最後に、地方債であります。由利本荘アリーナ機器整備事業、福祉医療費事業、道路改良事業、防災公園整備事業、羽後本荘駅周辺整備事業、消防・防災施設整備事業、由利中学校改修事業、給食センター整備事業、公共土木施設災害復旧事業及び臨時財政対策債など、45事業について、起債限度額の総額が対前年度比約9.1ポイント、5億2,860万円増の63億2,050万円が計上されております。

次に、議案第66号情報センター特別会計予算であります。歳入では、加入増をケーブルテレビ100件、インターネット150件と見込み、それぞれの負担金や使用料のほか、一般会計繰入金、衛星放送視聴料及びケーブルテレビ施設事業債の計上が主なものであります。

歳出では、総務費で、施設維持管理費及び番組制作費、電気通信経費で、インターネット上位回線使用料及び拠点間ネットワーク伝送路更新工事費、公債費では、長期債の元利償還金などのほか、消費税や予備費を計上するもので、歳入歳出予算の総額を対前年度比6,669万4,000円増の4億9,805万9,000円にしようとするものであります。

次に、議案第72号小友財産区特別会計予算であります。歳入では、造林補助金、土地貸付・基金運用収入、基金繰入金などが主なものであり、歳出では、財産区管理費、財産管理・維持費、一般会計繰出金などを計上するもので、歳入歳出予算の総額を対前年度比164万6,000円減の336万4,000円にしようとするものであります。

次に、議案第73号北内越財産区特別会計予算であります。歳入では、基金繰入金などが主なものであり、歳出では、財産維持費、一般会計繰出金などを計上するもので、歳入歳出予算の総額を前年度と同額の1万6,000円にしようとするものであります。

最後に、議案第74号松ヶ崎財産区特別会計予算であります。歳入では、土地貸付・基金運用収入、基金繰入金などが主なものであり、歳出では、財産管理・維持費、一般会計繰出金などを計上するもので、歳入歳出予算の総額を対前年度比1,000円増の91万7,000円にしようとするものであります。

以上、御報告申し上げました5件の新年度予算につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

なお、まとめの際に委員より、今シーズンの雪は降り始めが早く、また、低温の日が

続いたことから除排雪費が過去最大となるなど、市民生活に大きな影響があった。その中で、市の職員が除雪協力隊を組織し、ひとり暮らしの高齢者宅の除雪を行ったことは大変よかったものと思うが、一方で、消防車両と救急車両のスリップ事故の事後処理については、疑問に思われる点があった。事故の発生はやむを得ないものではあるが、その処理にあつては、疑念を抱かせることのないよう万全を尽くしてほしいとの発言がありましたので申し添えます。

以上で、総務常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（渡部聖一君） 次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。9番三浦晃君。

**【教育民生常任委員長（三浦晃君）登壇】**

○教育民生常任委員長（三浦晃君） 教育民生常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

今定例会において、当常任委員会に審査付託になりましたのは、初日付託分を除き、条例案7件、補正予算案9件、平成30年度予算案7件、その他3件の計26件であります。

審査結果につきましては、審査報告書のとおりであります。審査の経過と概要について御報告申し上げます。

初めに、条例案であります。

議案第10号佐藤憲一顕彰教育支援基金条例の制定についてであります。これは、図書館を使った調べる学習コンクール事業を初めとした本市の小中学生の向学心の涵養を目的とする所要の事業費に基金の一部を充当するため、新たに基金を設置するとともに、現在の佐藤憲一記念文庫整備基金条例を廃止するため、施行日を4月1日として、条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第14号後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案についてであります。これは、4月1日から国民健康保険の住所地特例を受けている被保険者が後期高齢者医療に加入する場合において、前住所地の広域連合が保険者となるよう住所地特例制度が見直されることに伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第15号ごみ処理施設設置条例の一部を改正する条例案についてであります。これは、矢島鳥海サテライトセンター整備工事の完了による矢島鳥海清掃センターの名称や用途の変更などに伴い、施行日を4月1日として、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第16号特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例案についてであります。これは、4月1日から西目幼稚園を民間移譲することに伴い、関係する規定を整備するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第17号老人福祉施設におけるサービスに要する費用の徴収に関する条例の一部を改正する条例案についてであります。これは、要支援認定者に提供されていた介護予防訪問介護及び介護予防通所介護が現行より緩和された基準または住民主体のサービスなどを提供する第1号訪問事業及び第1号通所事業に再編されるなど、介護保険法の改正に伴い、施行日を4月1日として、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第18号地域支援事業及び地域支え合い事業費用徴収条例の一部を改正する条例案についてであります。これは、生活管理指導員派遣事業の廃止及び軽度生活援助事業の費用徴収額の改定に伴い、施行日を4月1日として、条例の一部を改正しようとするものであります。

なお、当該費用徴収額の改定は、10月分の費用徴収額から適用となるものであります。

次に、議案第27号学習センター条例の一部を改正する条例案についてであります。これは、大琴生涯学習センターについては、施設の利用実績や老朽化、また、鮎川学習センターについては、鳥海山木のおもちゃ美術館の設置に伴い、用途廃止するため、施行日を4月1日として、条例の一部を改正しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました7件の条例案につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、その他の案件であります。

議案第39号訴えの提起についてであります。これは、旧由利町が昭和54年に土地売買契約を締結した久保田児童遊園地に関し、久保田部落会への譲渡に向け、所有権移転登記手続を進めてきたものであります。共有者相続人1名から同意が得られないことから、当該契約を原因とする所有権移転登記手続を求める訴えを提起するに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。

次に、議案第40号本荘由利広域市町村圏組合の共同処理事務の変更に伴う財産処分についてであります。これは、本荘由利広域市町村圏組合の共同処理事務を変更することに伴い、平成12年から閉鎖されていた福祉授産施設を取り壊し処分することについて、関係市と協議するに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。

次に、議案第41号介護サービス事業特別会計への繰入れについてであります。これは、新年度予算において、事業推進のため、5,000万円以内を繰り入れようとするものであります。

以上、御報告申し上げました3件につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、補正予算案について御報告申し上げます。このたびの補正は、全般的に事業費確定や年度末精査によるもの及び人件費であり、それら以外の主な内容を御報告申し上げます。

初めに、議案第46号一般会計補正予算（第21号）についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では、1款、8款、11款から17款、19款及び20款、歳出では、2款から4款、7款、10款、継続費2款及び4款の変更並びに繰越明許費2款から4款及び10款であります。

歳入、1款市税では、個人市民税、固定資産税及び軽自動車税の追加並びに市たばこ税及び鉾産税の減額、8款地方特例交付金では、減収補填特例交付金の追加であります。

11款分担金及び負担金では、老人福祉費負担金の減額、12款使用料及び手数料では、焼却場使用料の追加及び老人福祉サービス手数料の減額であります。

13款国庫支出金では、地域生活支援事業費補助金、14款県支出金では、国の追加補正

による地籍調査事業費補助金、15款財産収入では、鉄・アルミ・古紙などの物品売払収入、16款寄附金では、小中学校の図書購入のための図書購入寄附金の追加であります。

17款繰入金では、後期高齢者医療特別会計繰入金の追加、19款諸収入では、広域市町村圏組合分担金精算金の追加、20款市債では、補助金の額確定による旧鮎川小学校整備事業債の減額であります。

次に、歳出2款総務費では、1項総務管理費において、地籍調査事業費の追加、3款民生費では、2項児童福祉費において、久保田児童遊園地所有権移転登記及び訴訟費用の追加並びに子育て支援センター運営委託事業が実施できなかったことによる委託料の減額であります。

4款衛生費では、1項保健衛生費において、特定不妊治療助成金の追加、2項清掃費では、事業費確定や年度末精査による減額、また、7款商工費では、実績見込みによる消費者保護対策事業費の減額であります。

10款教育費では、2項小学校費、3項中学校費において、寄附金による図書購入費の追加のほか、事業費確定や年度末精査による減額であります。

継続費では、2款総務費において、平成29年度及び平成30年度の2カ年で設定している木のおもちゃ美術館整備事業に係る平成29年度分の年割額を389万1,000円減額、平成30年度分の年割額を260万円追加し、総額を1億6,513万8,000円に、また、4款衛生費において、平成28年度及び平成29年度の2カ年で設定しているごみ処理施設整備事業に係る平成29年度分の年割額を79万円減額し、総額を2億2,548万5,000円にしようとするものであります。

繰越明許費では、2款総務費において、木のおもちゃ美術館整備事業、地籍調査事業及び地方公共団体情報システム機構交付金、3款民生費において、西目幼保一体化施設整備費補助事業及び所有権移転登記事業、4款衛生費において、東由利一般廃棄物最終処分場閉鎖事業、10款教育費において、西目公民館移動観覧席修繕事業及び北部学校給食センター建設事業について、それぞれ設定しようとするものであります。

次に、議案第47号国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。歳入では、国民健康保険税及び前年度繰越金の追加並びに療養給付費等交付金及び基金繰入金の減額、歳出では、共同事業拠出金の減額及び予備費の追加が主なもので、歳入歳出それぞれ2億1,392万4,000円を追加し、総額を109億4,409万5,000円にしようとするものであります。

次に、議案第48号後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入では、医療保険料の追加、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金の追加が主なもので、歳入歳出それぞれ3,041万5,000円を追加し、総額を8億859万9,000円にしようとするものであります。

次に、議案第49号診療所運営特別会計補正予算（第4号）についてであります。歳入では、一般会計繰入金の減額、歳出では、各診療所の運営費の減額が主なもので、歳入歳出それぞれ186万6,000円を減額し、総額を3億7,259万3,000円にしようとするものであります。

次に、議案第50号受託施設休日応急診療所運営特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入では、前年度繰越金の追加、歳出では、備品購入費の追加が主なも

ので、歳入歳出それぞれ42万3,000円を追加し、総額を1,219万1,000円にしようとするものであります。

次に、議案第52号奨学資金特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入では、基金繰入金の減額、歳出では、奨学資金貸付金の減額が主なもので、歳入歳出それぞれ916万2,000円を減額し、総額を6,339万2,000円にしようとするものであります。

次に、議案第53号介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入では、前年度繰越金の追加、歳出では、予備費の追加が主なもので、歳入歳出それぞれ6,526万2,000円を追加し、総額を1億1,082万7,000円にしようとするものであります。

次に、議案第78号一般会計補正予算（第22号）についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入13款及び20款、歳出10款、繰越明許費10款の追加であります。国の補正予算追加内示による補正が主な内容であります。

歳入13款国庫支出金では、学校施設環境改善交付金、20款市債では、由利中学校改修事業債をそれぞれ追加しようとするものであります。

歳出10款教育費では、由利中学校大規模改修事業に係る工事請負費の追加が主なものであります。年度内の事業完了が困難であることから、平成30年度に事業費を繰り越すため、繰越明許費を設定しようとするものであります。

次に、議案第79号受託施設休日応急診療所運営特別会計補正予算（第3号）についてであります。インフルエンザの流行による受診者増に伴う補正であり、歳入では、診療所収入、歳出では、医薬材料費をそれぞれ追加しようとするものであり、歳入歳出それぞれ40万5,000円を追加し、総額を1,259万6,000円にしようとするものであります。

以上、御報告申し上げました9件の各会計補正予算案につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、平成30年度各会計予算案について御報告申し上げます。

初めに、議案第61号一般会計予算についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では、1款、4款、5款、8款、10款から17款、19款及び20款、歳出では、2款から4款、7款、10款及び継続費10款であります。主なものを御報告申し上げます。

自主財源の根幹である歳入1款市税では、課税所得の増加により個人市民税が増となったものの、地価の下落による固定資産税の減などにより、前年度比で1.6%、1億1,920万円の減となり、一般会計の歳入全体に占める割合は16.7%であります。

4款配当割交付金では390万円増の1,170万円、5款株式等譲渡所得割交付金では420万円増の600万円、8款地方特例交付金では200万円減の2,900万円、10款交通安全対策特別交付金では100万円減の1,100万円がそれぞれ計上されております。

11款分担金及び負担金では、老人保護及び保育所入所者、児童クラブ等保護者の各種負担金、12款使用料及び手数料では、焼却場使用料及び指定収集袋によるごみ処理手数料であります。

13款国庫支出金では、障がい者自立支援、子供のための教育・保育給付費、児童手当及び生活保護費などの負担金や国民年金事務取扱費委託金であります。

14款県支出金では、後期高齢者医療保険基盤安定制度負担金、福祉医療費補助金及び

県民税徴税費委託金であります。

15款財産収入では、鉄・アルミ・古紙などの物品売払収入、16款寄附金では、ユーラスエナジー地域貢献寄附金、17款繰入金では、医師確保奨学資金貸付基金繰入金及び佐藤憲一顕彰教育支援基金繰入金であります。

19款諸収入では、由利本荘保育会設立貸付金などの元利収入及び地域支援事業受託収入、20款市債では、給食センター整備事業を初めとする各事業債であります。

次に、歳出2款総務費では、東由利、鳥海地域の地籍調査事業、木のおもちゃ美術館整備事業、戸籍住民基本台帳などに係る経費であります。

3款民生費では、福祉医療支給事業において、所得にかかわらず中学生までの医療費を無料とする拡大事業、（仮称）由利本荘市いきいき子供プラザ整備事業などに係る経費であります。

4款衛生費では、健康の駅ネットワークを活用した地域活性化プロジェクト事業、本荘清掃センター運転管理業務委託事業、由利組合総合病院運営費補助事業などに係る経費であります。

7款商工費では、消費者保護対策事業に係る経費であります。

10款教育費では、木のおもちゃ美術館管理運営事業のほか、小中学校、各教育・体育施設などの管理運営に係る経費が主なものであります。

継続費では、10款教育費の北部学校給食センター建設事業において、平成30年度から平成32年度までの3カ年で総額11億4,824万円を設定しようとするものであります。

次に、議案第62号国民健康保険特別会計予算についてであります。歳入では、国民健康保険税、保険給付費等交付金及び一般会計繰入金、歳出では、保険給付費及び国民健康保険事業費納付金が主なもので、歳入歳出予算の総額を前年度比18億8,833万2,000円減の86億9,328万7,000円にしようとするものであります。

なお、国保制度改革元年となる本予算案に関して、県から示された国民健康保険事業費納付金を賄うために、国保税を賦課・徴収することとなり、また、歳出の主なものである保険給付費については、県から必要な費用全額が交付されることから、仮に医療費が大幅に増額となった場合でも、赤字は発生しないこととなり、財政運営が安定化されるとの説明を受けております。

次に、議案第63号後期高齢者医療特別会計予算についてであります。歳入では、保険料及び一般会計繰入金、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金が主なもので、歳入歳出予算の総額を前年度比4,204万3,000円増の8億1,913万3,000円にしようとするものであります。

次に、議案第64号診療所運営特別会計予算についてであります。歳入では、診療収入及び一般会計繰入金、歳出では、各診療所運営費が主なもので、歳入歳出予算の総額を前年度比2,469万1,000円減の3億3,181万9,000円にしようとするものであります。

次に、議案第65号受託施設休日応急診療所運営特別会計予算についてであります。歳入では、診療収入及び診療所受託事業収入、歳出では、診療所運営費が主なもので、歳入歳出予算の総額を前年度比14万3,000円増の1,092万6,000円にしようとするものであります。

次に、議案第67号奨学資金特別会計予算についてであります。歳入では、基金繰入



金及び貸付金元金収入、歳出では、継続及び新規を含めた124人分の貸付金が主なもので、歳入歳出予算の総額を前年度比439万7,000円減の6,815万7,000円にしようとするものであります。

最後に、議案第68号介護サービス事業特別会計予算についてであります。歳入では、一般会計繰入金、前年度繰越金、歳出では、公債費が主なもので、歳入歳出予算の総額を前年度比981万8,000円増の5,438万3,000円にしようとするものであります。

また、地方債として、介護サービス施設整備事業の起債限度額等を設定しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました7件の平成30年度各会計予算案につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で、教育民生常任委員会の審査報告を終わります。

- 議長（渡部聖一君） 委員長報告の途中であります。正午を過ぎておりますので、この際、午後1時まで休憩いたします。

午後 0時10分 休 憩

午後 1時01分 再 開

- 議長（渡部聖一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

産業経済常任委員長の報告を求めます。23番高橋和子さん。

【産業経済常任委員長（高橋和子君）登壇】

- 産業経済常任委員長（高橋和子君） 産業経済常任委員会の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

今定例会において、当委員会に審査付託になりました案件は、条例案4件、予算案6件、その他4件及び陳情1件の合計15件であります。

初めに、条例案であります。議案第19号畜産センター条例の一部を改正する条例案は、鳥海畜産センターにおいて、草地の貸し付けを開始するに当たり、農業機械の持ち込みを可能とするためのアタッチのみの使用料金を設定しようとするものであります。

次に、議案第20号矢島スポーツ宿泊センター施設条例の一部を改正する条例案は、株式会社鳥海高原ユースパークが管理運営している矢島スポーツ宿泊センター「ユースプラトール」の指定管理期間が今年度末で満了となり、利用者数の減少により収益の向上が見込めず、管理受託者が不在となることに伴い、当該施設を用途廃止しようとするものであります。

なお、今後は空き公共施設利活用促進条例に基づき、利活用する団体等を公募すると説明を受けております。

次に、議案第23号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案は、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の報酬について、既存の月額に加えて、担い手への農地集積・集約化の推進や遊休農地の発生防止・解消などの活動や成果実績に応じた年額の実績給を支給しようとするものであります。

次に、議案第28号鳥海高原矢島スキー場スキーハウス条例を廃止する条例案は、株式会社鳥海高原ユースパークが管理運営している鳥海高原矢島スキー場スキーハウス、ビッグベアの指定管理期間が今年度末で満了となり、建築から25年が経過し老朽化も

進んでいることから、解体も考慮し、当該施設を廃止しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました4件の条例案は、いずれも本年4月1日を施行日とするものであります。原案を可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、議案第36号から議案第38号までの3件は、公の施設の指定管理者の指定の期間の変更についてであります。いずれも今年度末で指定管理の期間が満了する施設について、平成30年度中に第三セクターのあり方検討委員会などで第三セクターの必要性の検証と今後の方向性の検討を行うため、指定期間を1年間延長しようとするものであります。

審査においては、岩城地域の施設を現地で調査しており、議案第36号では5施設、議案第37号では1施設、議案第38号では16施設の指定期間の延長であります。いずれも原案を可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、議案第44号平成30年度スキー場運営特別会計への繰入れについては、地方財政法第6条の規定により、一般会計からスキー場運営特別会計に前年度比で3,000万円増の1億7,000万円以内の繰り入れを行うため、議会の議決を得ようとするものであります。提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、予算案であります。議案第46号一般会計補正予算（第21号）について、当委員会が審査いたしましたのは、歳入11から15、17、19、20款、歳出2款、5から7及び11款、繰越明許費6款、7款及び11款並びに債務負担行為の変更であります。主に事業費の確定による減額以外のものを御報告申し上げます。

歳入では、事業費の確定による分担金や国県補助金、市債の減額であります。

次に、歳出2款総務費では、1項総務管理費において、移住・定住促進事業費、5款労働費では、地元定着・雇用創造促進事業費の減額であります。ともに事業実績によるものであります。

6款農林水産業費では、各種補助金の減額のほか、県営農村地域防災減災事業費負担金の追加、7款商工費では、各施設の運営費の減額のほか、矢島スポーツ宿泊センターの浄化槽清掃委託料の追加であります。

また、繰越明許費において、6款農林水産業費では、治山事業を初めとする農業費、林業費及び水産業費の8事業、7款商工費では、鳥海山等観光振興事業、11款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費では、林道災害復旧補助事業を初めとする3事業について、現場の積雪などにより年度内の事業完了が困難なため、翌年度に繰り越ししようとするものであります。

次に、議案第78号一般会計補正予算（第22号）について、当委員会が審査いたしましたのは、歳入13及び14款、歳出6款、7款並びに繰越明許費6款であります。

歳入13款国庫支出金では、飼料生産基盤利活用促進緊急対策事業費補助金、14款県支出金では、担い手確保・経営強化支援事業費補助金の追加であります。

歳出6款農林水産業費では、水稻機械導入を支援する担い手確保・経営強化支援事業費補助金4,183万4,000円及びゆり高原ふれあい農場のホイールローダ更新費1,080万円の追加であります。

7款商工費では、特別会計への繰出金の追加であります。

また、繰越明許費では、6款農林水産業費における事業費5,263万4,000円を翌年度に

繰り越そうとするものであります。

次に、議案第56号スキー場運営特別会計補正予算（第2号）は、消費税納付額の確定により、歳入歳出それぞれ239万1,000円減額し、総額を1億6,116万円にしようとするものであります。

次に、議案第80号スキー場運営特別会計補正予算（第3号）は、鳥海高原矢島スキー場の燃料費を、一般会計からの繰入金を財源として152万6,000円追加し、総額を1億6,268万6,000円にしようとするものであります。

以上、御報告申し上げました4件の補正予算については、いずれも原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第61号平成30年度一般会計予算について、当委員会が審査いたしましたのは、歳入11款から15、17、19及び20款、歳出2款、5から7款及び11款並びに債務負担行為であります。主な内容を御報告申し上げます。

歳入11款分担金及び負担金では、道の駅岩城の電力使用料相当分の施設使用料、12款使用料及び手数料では、放牧場など農業施設使用料、石脇貸工場などの商工業施設使用料、八塩いこいの森などの観光施設使用料であります。

13款国庫支出金では、地方創生推進交付金、14款県支出金では、各事業に対する農林水産業費及び商工費補助金のほか、大内地域の防災ダムや祓川山荘の管理委託金であります。

15款財産収入では、公有林間伐材等売払収入や風力発電売電収入、17款繰入金では、秋田由利牛生産基盤整備事業基金繰入金、19款諸収入では、労働金庫預託金や各種貸付金の回収金、20款市債では、各事業における市債であります。

続いて、歳出2款総務費、1項総務管理費では、移住実現に向けた就業への支援など徹底した個別サポートとして、無料職業紹介所の運営や合同就職面接会などに対象を拡大した地元企業面接に係る交通費助成、定住促進奨励金交付、また、移住希望者とのネットワーク構築として、移住希望者の個別相談会や移住まるごとミーティングの開催、地元での移住体験ツアーなど、移住・定住促進事業費であります。

5款労働費では、シルバー人材センター運営事業費補助金や職業訓練センター管理費のほか、高校生就職サポートやものづくり企業の求職者への情報発信に対する助成の事業費であります。

6款農林水産業費では、1項農業費において、新規事業である秋田しんせい農協の菌床しいたけ関連施設へ支援を行う秋田のしいたけ販売三冠王獲得事業や小水力発電施設整備に係る県営地域用水環境整備事業負担金、2項林業費においては、林道点検診断や林地台帳整備、里山林景観維持への支援など農林水産業関係の補助金や施設管理費であります。

7款商工費では、新規事業として、仙台圏在住者を核として観光誘客につなげる観光で稼ぐ街づくりや北前船寄港地日本遺産追加登録及び寄港地フォーラム誘致の推進を行う北前船寄港地交流促進事業、玉田溪谷探勝歩道整備事業のほか、中小企業支援や観光施設の管理運営費であります。

11款災害復旧費では、大内地域のため池や林道軽井沢福沢線の災害復旧に要する費用であります。

続いて、債務負担行為では限度額を、肉用牛肥育経営維持拡大対策事業において91万1,000円、中小企業融資斡旋資金事業において条例施行規則に基づき金融機関融資額の50%以内の利子補給及び保証料の全額として、また、三望苑敷地借上料において265万2,000円として設定しようとするものであります。

なお、審査の過程において、非常勤特別職である集出荷体制確立支援員がこのたび新会社を設立し、文化交流館カダーレ内の物産館ゆりぷらざの運営を5月から行うことになったが、支援員業務と会社運営業務の区分を明確にするべきであるとの発言があったことを申し添えます。

次に、議案第71号平成30年度スキー場運営特別会計予算は、歳出において、鳥海高原矢島スキー場のナイター照明整備工事やクワッドリフトの分解整備及び公債費であり、財源をリフト収入と一般会計繰入金として、歳入歳出予算の総額を前年度比3,375万2,000円増の1億9,294万8,000円にしようとするものであります。

以上、御報告申し上げました2件の平成30年度予算案は、いずれも原案を可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、陳情第1号最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書提出についての陳情は、最低賃金の大幅引き上げや地域間格差縮小、中小企業負担軽減として社会保険料軽減や税の減免等の支援、中小企業に対する大企業の優越的地位の濫用解消などについての意見書を関係機関に提出することを求める陳情であります。

審査の過程において、全国一律最低賃金制度の確立には、中小企業経営の現状から実現が困難であるものの、労働者の生活水準向上のための賃金引き上げについての趣旨は理解できるとして、採決の結果、趣旨採択すべきものと決定した次第であります。

以上で、産業経済常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（渡部聖一君） 次に、建設常任委員長の報告を求めます。10番高野吉孝君。

**【建設常任委員長（高野吉孝君）登壇】**

○建設常任委員長（高野吉孝君） 建設常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

今定例会において、当常任委員会に審査付託になりました案件は、本日追加されました案件を含め、条例関係2件、補正予算7件、新年度予算5件、契約関係1件及びその他4件の計19件であります。

審査の結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりであります。審査の経過と概要について御報告申し上げます。

初めに、条例関係の案件であります。

議案第21号都市公園の設置に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案についてであります。これは、都市公園法施行令の改正に伴い、都市公園内における運動施設の敷地面積の割合の上限について、条例で規定するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第22号集落排水施設条例の一部を改正する条例案についてであります。これは、本荘及び由利地区における集落排水処理区域の統合に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました2件の条例関係の案件につきましては、4月1日を施行日として、各条例を改正するものであり、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべ

きものと決定した次第であります。

続いて、議案第34号市道路線の廃止について及び議案第35号市道路線の認定についてであります。これは、本荘地域の開発行為に伴い、二番堰4号線など、4路線を廃止及び認定、大内地域の徳沢・落合野線においては、本荘消防署大内分署の建設工事に伴う市道のつけかえにより、1路線を廃止及び認定しようとするものであります。提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、平成30年度一般会計から各特別会計への繰入れについてであります。

議案第42号下水道事業特別会計への繰入れについて及び議案第43号集落排水事業特別会計への繰入れについての2件についてであります。これらは、下水道事業特別会計及び集落排水事業特別会計へ15億円以内をそれぞれ繰り入れようとするものであります。提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、各会計の補正予算であります。

このたびの補正予算につきましては、人件費の補正並びに各事業の確定及び決算を見据えた精査、また、国の補正予算関連事業等によるものであります。人件費以外の主なものについて御報告申し上げます。

初めに、議案第46号一般会計補正予算（第21号）についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では、12款から14款及び19款、20款、歳出では、4款、6款及び8款、11款、繰越明許費では、8款及び11款であります。

歳入では、12款使用料及び手数料において、小規模水道等使用料の収入見込みによる減額のほか、住宅使用料の追加であります。

13款国庫支出金では、交付金額の確定による社会資本整備総合交付金の追加が主なものであります。

14款県支出金では、精査による住宅建築物安全ストック形成事業費補助金及び建築基準関係事務委託金の減額が主なものであります。

19款諸収入では、土木雑入の追加、20款市債では、各事業債の起債額確定による追加が主なものであります。

次に、歳出であります。

4款衛生費、3項水道費では、水道事業会計への補助金の減額及び事業費確定による小規模水道等事業費の減額が主なものであります。

6款農林水産業費、1項農業費では、集落排水事業特別会計への繰出金の減額であります。

8款土木費では、除排雪に要する経費を追加しようとするほか、精査による各事業費並びに公共下水道事業特別会計への繰出金の減額及び河川環境整備費の財源更正が主なものであります。

11款災害復旧費では、2項公共土木施設災害復旧費において、大内地域地すべり災害に係る調査委託料を追加するほか、精査による単独災害復旧経費の減額が主なものであります。

また、繰越明許費では、8款土木費において、社会資本整備総合交付金事業を初めとする6件の事業を、11款災害復旧費では、公共土木施設災害復旧事業について、それぞれ設定しようとするものであります。

次に、議案第54号下水道事業特別会計補正予算（第10号）であります。

歳入では、収入見込みによる下水道使用料の追加及び一般会計繰入金の減額が主なものであります。

歳出では、精査による各事業費並びに消費税の減額が主なもので、歳入歳出それぞれ2,150万2,000円を減額し、補正後の予算総額を29億7,040万3,000円にしようとするものであります。

繰越明許費では、特定環境保全公共下水道事業（前郷処理区）を初め、3件の事業について、それぞれ設定しようとするものであります。

また、地方債補正では、特定環境保全公共下水道事業の起債限度額を減額変更しようとするものであります。

次に、議案第55号集落排水事業特別会計補正予算（第9号）であります。

歳入では、収入見込みによる使用料及び一般会計繰入金の減額が主なものであります。

歳出では、事業費確定による各地区事業費並びに消費税の減額が主なもので、歳入歳出それぞれ1,734万円を減額し、補正後の予算総額を22億492万円にしようとするものであります。

繰越明許費では、細田橋下水道管橋梁添架工事を初め、3件の事業について、それぞれ設定しようとするものであります。

また、地方債補正では、農業集落排水事業の起債限度額を減額変更しようとするものであります。

次に、議案第59号水道事業会計補正予算（第6号）であります。

収益的支出では、固定資産除却費等の減額であり、水道事業費用の予定額を2,966万2,000円減額し、総額を25億2,194万8,000円にしようとするものであります。

資本的収入では、企業債等の減額であり、予定額を1億4,311万2,000円減額し、総額を6億2,090万5,000円にしようとするものであります。

同じく支出では、工事請負費等の減額であり、予定額を8,347万7,000円減額し、総額を17億5,759万2,000円にしようとするものであります。

また、企業債の補正では、水道施設整備事業の起債限度額を減額しようとするものであります。

次に、議案第60号ガス事業会計補正予算（第4号）であります。

収益的収入では、ガス売り上げの増加により、ガス事業収益の予定額を6,892万4,000円追加し、総額を12億6,551万4,000円にしようとするものであります。

同じく支出では、ガス製造原料費の増額等であり、ガス事業費用の予定額を6,003万8,000円追加し、総額を10億9,479万5,000円にしようとするものであります。

次に、資本的収入では、企業債及び工事負担金の減額であり、予定額を2,434万7,000円減額し、総額を1億6,771万5,000円にしようとするものであります。

同じく支出では、工事請負費等の減額であり、予定額を1,322万2,000円減額し、総額を5億1,233万3,000円にしようとするものであります。

また、企業債の補正では、供給設備整備事業の起債限度額を減額しようとするものであり、棚卸資産の購入限度額については、増額変更しようとするものであります。

次に、議案第78号一般会計補正予算（第22号）についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳出8款であります。

8款土木費、2項道路橋梁費では、例年以上の降雪により除排雪経費が不足する見込みであることから、除排雪費を追加しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました6件の各会計の補正予算につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、新年度の各会計予算であります。

初めに、議案第61号一般会計予算であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では、12款から14款、19款及び20款、歳出では、4款、6款、8款及び11款、継続費では、8款であります。主な内容につきまして御報告申し上げます。

初めに、歳入であります。

12款使用料及び手数料では、道路占用料及び住宅使用料などあります。

13款国庫支出金では、公共土木施設災害復旧、浄化槽整備、道路新設改良、羽後本荘駅周辺整備、公園維持管理などの各事業に関する補助金であります。

14款県支出金では、浄化槽整備事業費補助金、県道除雪委託金などあります。

19款諸収入では、土木雑入において、住宅防火施設整備に関する補助金あります。

20款市債では、各事業にかかわる市債あります。

次に、歳出であります。

4款衛生費、2項清掃費では、浄化槽設置事業費、3項水道費では、水道事業会計への補助金のほか、飲料水供給施設事業費あります。

6款農林水産業費、1項農業費では、集落排水事業特別会計への繰出金あります。

8款土木費では、道路及び橋梁維持管理や新設・改良、河川の維持管理、除排雪、下水道、都市公園及び公営住宅などに関する経費あります。

経常的経費以外の主な事業は、橋梁長寿命化修繕、住民要望等による道路維持事業費、羽後本荘駅周辺整備事業、公園施設老朽化対策事業、公営住宅改修事業、住宅リフォーム資金助成事業などあります。

11款災害復旧費では、鳥海地域市道水無線、真人橋の災害復旧費のほか、単独災害に係る復旧経費などあります。

また、継続費では、8款土木費の羽後本荘駅周辺整備事業において、平成30年度から33年度までの4カ年で総額30億6,800万円を設定するものであります。

次に、議案第69号下水道事業特別会計予算であります。

歳出の主なものは、公債費のほか、料金徴収及び下水道台帳作成に関する経費、各処理施設の維持管理費、水林及び前郷の各浄化センター機械電気設備長寿命化工事費などあります。

財源は、下水道使用料、社会資本整備総合交付金、一般会計繰入金、市債などであり、歳入歳出予算総額を29億5,784万1,000円とするものであります。

継続費につきましては、法適化移行支援事業において、平成30年度から31年度までの2年間で総額1,200万円、水林浄化センター長寿命化事業において、平成30年度から31年度までの2年間で総額3億7,650万円をそれぞれ設定するものであります。

また、公共下水道事業等における地方債の起債に関する事項及び一時借入金の借入最

高額を設定するものであります。

次に、議案第70号集落排水事業特別会計予算であります。

歳出の主なものは、公債費のほか、料金徴収事務経費、各処理施設の維持管理費、本荘地域の内越第一地区及び小友第二地区機能強化工事などであります。

財源は、農業集落排水施設使用料、農山漁村地域整備交付金、一般会計繰入金、市債などであり、歳入歳出予算総額を21億4,514万7,000円とするものであります。

継続費につきましては、法適化移行支援事業について、平成30年度から31年度までの2年間で総額1,200万円を設定するものであります。

また、農業集落排水事業等における地方債の起債に関する事項及び一時借入金の借入最高額を設定するものであります。

次に、議案第75号水道事業会計予算であります。

収益的収入では、水道料金、料金徴収事務受託料、一般会計繰出金、工事負担金などが主なものであり、水道事業収益の予定額を27億8,439万2,000円とするものであります。

同じく支出では、料金収納に要する経費、施設の維持管理費、減価償却費及び企業債利息などが主なものであり、水道事業費用の予定額を24億7,570万4,000円とするものであります。

一方、資本的収入では、企業債、下水道事業などに伴う水道管移設工事負担金、一般会計出資金などであり、予定額を6億4,576万3,000円とするものであります。

同じく支出では、企業債償還金のほか、下水道事業及び重要給水施設に係る配水管布設がえ工事費、メーターの購入などの業務設備費などが主なものであり、予定額を18億3,888万9,000円とするものであります。

また、水道施設整備事業における企業債の起債に関する事項、一時借入金の限度額及び棚卸資産購入限度額をそれぞれ設定するものであります。

次に、議案第76号ガス事業会計予算であります。

収益的収入では、ガス料金、受注工事収益、器具販売収益、一般会計補助金、長期前受金の戻し入れなどが主なものであり、ガス事業収益の予定額を11億9,821万9,000円とするものであります。

同じく支出では、維持管理費、ガス原料費、器具販売費、企業債利息などが主なものであり、ガス事業費用の予定額を10億8,518万4,000円とするものであります。

一方、資本的収入では、企業債、公共下水道事業などに伴うガス管移設工事負担金が主なものであり、予定額を2億6,195万円とするものであります。

同じく支出では、企業債償還金のほか、ガス経年管更新事業費、下水道事業及び道路改良事業に伴うガス管移設などの工事費が主なものであり、予定額を5億6,924万3,000円とするものであります。

また、供給設備整備事業における企業債の起債に関する事項、一時借入金の限度額及び棚卸資産購入限度額をそれぞれ設定するものであります。

以上、御報告申し上げました5件の各会計の新年度予算につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、本日追加提出されました案件について御報告申し上げます。



議案第82号29災第343号一級市道水無線（真人橋）橋梁災害復旧工事請負契約の締結についてであります。これは、鳥海町上笹子字荒見地内で発生した地すべりによる橋梁災害復旧工事について、山科建設株式会社・佐藤建設株式会社特定建設工事共同企業体と2億12万4,000円で工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、議案第83号一般会計補正予算（第23号）であります。8款土木費、社会資本整備総合交付金事業において、市道猿倉花立線の年度内事業完了が困難であることから、繰越明許費を増額変更しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました補正予算につきましては、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で、建設常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（渡部聖一君） 次に、総合防災公園整備特別委員長の報告を求めます。24番高橋信雄君。

【総合防災公園整備特別委員長（高橋信雄君）登壇】

○総合防災公園整備特別委員長（高橋信雄君） 総合防災公園整備特別委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

今定例会におきまして、当特別委員会に審査付託になりました案件は、補正予算1件、新年度予算1件及び契約締結1件の計3件であります。

審査の結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりであります。審査の経過と概要について御報告申し上げます。

初めに、議案第29号物品（体育備品）購入契約の締結についてであります。これは、由利本荘アリーナの体育備品として有酸素マシンなどトレーニングルーム機器一式を購入することについて、有限会社スポーツショップヨシダと契約を締結するに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。

次に、議案第46号一般会計補正予算（第21号）であります。当特別委員会に審査付託になりましたのは、歳入では、13款、20款、歳出では、8款並びに繰越明許費8款であります。

歳入につきましては、国の追加補正により、13款国庫支出金で1億円を、20款市債では9,350万円をそれぞれ増額しようとするものであります。

歳出につきましては、8款土木費において、追加補助に伴う工事請負費の増額で2億1,000万円の追加であります。

また、繰越明許費では、8款土木費において、国の追加補正のうち、防災公園整備工事分を3億円計上しようとするものであります。

最後に、議案第61号平成30年度一般会計予算であります。当特別委員会に審査付託になりましたのは、歳入では、13款、20款、歳出では、2款、8款、10款であります。

歳入についてであります。13款国庫支出金では、社会資本整備総合交付金、20款市債では、防災公園整備事業債であります。

続いて、歳出についてであります。2款総務費では、1項総務管理費において、由利本荘アリーナに関する備品購入費と開館記念イベント等の負担金が主なものであります。

す。

8款土木費では、5項都市計画費において、(仮称)由利本荘総合防災公園アリーナ建設工事、屋根付きグラウンド建設工事及び防災公園整備工事に要する経費と工事に係る監理業務の委託料が主なものであります。

10款教育費では、5項保健体育費において、由利本荘アリーナに係る指定管理料と保険料であります。

以上、御報告申し上げました3件の案件につきましては、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で、総合防災公園整備特別委員会の審査報告を終わります。

○議長(渡部聖一君) 以上をもって、委員長審査報告を終わります。

これより、日程の順に従い、委員長報告に対する質疑及び議案・陳情についての討論、採決を行います。

この際、お諮りいたします。必要と認めるときは、議案等を一括議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長(渡部聖一君) 御異議なしと認めます。よって、議事をそのように進めます。

なお、議案等の件名は、必要と認めるときは朗読を省略または簡略にしたいと思っておりますので、御了承願います。

---

○議長(渡部聖一君) 日程第6、議案第10号佐藤憲一顕彰教育支援基金条例の制定についてを議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長(渡部聖一君) 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長(渡部聖一君) 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長(渡部聖一君) 御異議なしと認めます。よって議案第10号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長(渡部聖一君) 日程第7、議案第11号組織条例の一部を改正する条例案から日程第9、議案第13号移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例案までの3件を一括議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長(渡部聖一君) 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議案第11号から議案第13号までの3件は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（渡部聖一君） 日程第10、議案第14号後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案から日程第14、議案第18号地域支援事業及び地域支え合い事業費用徴収条例の一部を改正する条例案までの5件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議案第14号から議案第18号までの5件は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（渡部聖一君） 日程第15、議案第19号畜産センター条例の一部を改正する条例案及び日程第16、議案第20号矢島スポーツ宿泊センター施設条例の一部を改正する条例案の2件を一括議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議案第19号及び議案第20号の2件は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（渡部聖一君） 日程第17、議案第21号都市公園の設置に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案及び日程第18、議案第22号集落排水施設条例の一部を改正す

る条例案の2件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議案第21号及び議案第22号の2件は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（渡部聖一君） 日程第19、議案第23号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議案第23号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（渡部聖一君） 日程第20、議案第24号消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例案から日程第22、議案第26号消防手数料条例の一部を改正する条例案までの3件を一括議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議案第24号から議案第26号までの

3件は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（渡部聖一君） 日程第23、議案第27号学習センター条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議案第27号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（渡部聖一君） 日程第24、議案第28号鳥海高原矢島スキー場スキーハウス条例を廃止する条例案を議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議案第28号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（渡部聖一君） 日程第25、議案第29号物品（体育備品）購入契約の締結についてを議題といたします。

総合防災公園整備特別委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議案第29号は、原案のとおり可決されました。
- 

- 議長（渡部聖一君） 日程第26、議案第30号財産の無償譲渡について、日程第27、議案第32号辺地に係る総合整備計画の策定について及び日程第28、議案第33号辺地に係る総合整備計画の策定についての3件を一括議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議案第30号、議案第32号及び議案第33号の3件は、原案のとおり可決されました。
- 

- 議長（渡部聖一君） 日程第29、議案第34号市道路線の廃止について及び日程第30、議案第35号市道路線の認定についての2件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議案第34号及び議案第35号の2件は、原案のとおり可決されました。
- 

- 議長（渡部聖一君） 日程第31、議案第36号公の施設の指定管理者の指定の期間の変更についてから日程第33、議案第38号公の施設の指定管理者の指定の期間の変更についての3件を一括議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議案第36号から議案第38号までの3件は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（渡部聖一君） 日程第34、議案第39号訴えの提起について及び日程第35、議案第40号本荘由利広域市町村圏組合の共同処理事務の変更に伴う財産処分についての2件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議案第39号及び議案第40号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（渡部聖一君） 日程第36、議案第41号平成30年度介護サービス事業特別会計への繰入れについてから日程第39、議案第44号平成30年度スキー場運営特別会計への繰入れについてまでの4件を一括議題といたします。

各委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議案第41号から議案第44号までの4件は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（渡部聖一君） 日程第40、議案第46号一般会計補正予算（第21号）を議題といたします。

各委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議案第46号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（渡部聖一君） 日程第41、議案第47号国民健康保険特別会計補正予算（第4号）から日程第44、議案第50号受託施設休日応急診療所運営特別会計補正予算（第2号）までの4件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議案第47号から議案第50号までの4件は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（渡部聖一君） 日程第45、議案第51号情報センター特別会計補正予算（第6号）を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議案第51号は、原案のとおり可決されました。



---

○議長（渡部聖一君） 日程第46、議案第52号奨学資金特別会計補正予算（第1号）及び日程第47、議案第53号介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）の2件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議案第52号及び議案第53号の2件は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（渡部聖一君） 日程第48、議案第54号下水道事業特別会計補正予算（第10号）及び日程第49、議案第55号集落排水事業特別会計補正予算（第9号）の2件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議案第54号及び議案第55号の2件は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（渡部聖一君） 日程第50、議案第56号スキー場運営特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議案第56号は、原案のとおり可決されました。
- 

- 議長（渡部聖一君） 日程第51、議案第57号小友財産区特別会計補正予算（第1号）及び日程第52、議案第58号松ヶ崎財産区特別会計補正予算（第1号）の2件を一括議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議案第57号及び議案第58号の2件は、原案のとおり可決されました。
- 

- 議長（渡部聖一君） 日程第53、議案第59号水道事業会計補正予算（第6号）及び日程第54、議案第60号ガス事業会計補正予算（第4号）の2件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議案第59号及び議案第60号の2件は、原案のとおり可決されました。
- 

- 議長（渡部聖一君） 日程第55、議案第61号平成30年度一般会計予算を議題といたします。

各委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議案第61号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（渡部聖一君） 日程第56、議案第62号平成30年度国民健康保険特別会計予算から日程第59、議案第65号平成30年度受託施設休日応急診療所運営特別会計予算までの4件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議案第62号から議案第65号までの4件は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（渡部聖一君） 日程第60、議案第66号平成30年度情報センター特別会計予算を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議案第66号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（渡部聖一君） 日程第61、議案第67号平成30年度奨学資金特別会計予算及び日程第62、議案第68号平成30年度介護サービス事業特別会計予算の2件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議案第67号及び議案第68号の2件は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（渡部聖一君） 日程第63、議案第69号平成30年度下水道事業特別会計予算及び日程第64、議案第70号平成30年度集落排水事業特別会計予算の2件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議案第69号及び議案第70号の2件は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（渡部聖一君） 日程第65、議案第71号平成30年度スキー場運営特別会計予算を議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議案第71号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（渡部聖一君） 日程第66、議案第72号平成30年度小友財産区特別会計予算から日程第68、議案第74号平成30年度松ヶ崎財産区特別会計予算までの3件を一括議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議案第72号から議案第74号までの3件は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（渡部聖一君） 日程第69、議案第75号平成30年度水道事業会計予算及び日程第70、議案第76号平成30年度ガス事業会計予算の2件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議案第75号及び議案第76号の2件は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（渡部聖一君） 日程第71、議案第78号一般会計補正予算（第22号）を議題といたします。

各委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議案第78号は、原案のとおり可決されました。
- 

- 議長（渡部聖一君） 日程第72、議案第79号受託施設休日応急診療所運営特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議案第79号は、原案のとおり可決されました。
- 

- 議長（渡部聖一君） 日程第73、議案第80号スキー場運営特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議案第80号は、原案のとおり可決されました。
- 

- 議長（渡部聖一君） 日程第74、議案第82号29災第343号一級市道水無線（真人橋）橋梁災害復旧工事請負契約の締結について及び日程第75、議案第83号一般会計補正予算（第23号）の2件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議案第82号及び議案第83号の2件は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（渡部聖一君） 日程第76、陳情第1号最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書提出についての陳情を議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、趣旨採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって陳情第1号は、趣旨採択することに決定いたしました。

この際、議決結果に基づく案件追加を協議するための議会運営委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午後 2時16分 休 憩

午後 2時27分 再 開

○議長（渡部聖一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に議会運営委員会を開催し、議案第11号の可決に係る議員発案第1号を日程に追加することといたしました。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって、お手元に配付いたしております議員発案第1号を日程に追加することに決定いたしました。

---

○議長（渡部聖一君） 日程第77、追加提出議員発案の説明並びに質疑を行います。

議員発案第1号由利本荘市議会委員会条例の一部改正についてを上程し、提案者の説明を求めます。13番伊藤順男君。

【13番（伊藤順男君）登壇】

○13番（伊藤順男君） 本日追加提出いたしました議員発案第1号について、私から説明をさせていただきたいと思っております。

議員発案第1号は、由利本荘市議会委員会条例の一部改正についてであります。

このたび、市の組織機構改編に伴う組織条例の一部改正の可決により、4月1日か

ら、総務常任委員会の総合防災公園管理運営準備事務局と教育民生常任委員会の木のおもちゃ美術館整備推進事務局をそれぞれ所管から除いた上で、スポーツ・ヘルスコミッ  
ション推進部を教育民生常任委員会の所管に加えるため、条例の一部を改正しようとする  
ものであります。

以上、議員発案第1号について、議員各位の御賛同をお願いし、提案説明といたしま  
す。

○議長（渡部聖一君） これにて、追加提出議員発案の説明を終わります。

この際、お諮りいたします。議員発案第1号は、会議規則第37条第3項の規定によ  
り、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議員発案第1号は、委員会付託を  
省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。議員発案第1号は、質疑、討論を省略し、直ちに採決した  
いと思えます。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議員発案第1号は、質疑、討論を  
省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

---

○議長（渡部聖一君） 日程第78、議員発案第1号由利本荘市議会委員会条例の一部改正  
についてを議題といたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議員発案第1号は、原案のとおり  
可決されました。

この際、お諮りいたします。今期市議会定例会において議決されました議案、陳情等  
において、その字句、条項、数字、その他文案等に整理を要するものにつきましては、  
その整理を議長に委任されたいと思えます。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。各委員会の所管に関する事項については、閉会中も調査検  
討したいと思えます。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

---

○議長（渡部聖一君） 以上をもって、今期市議会定例会の付議事件は全て終了いたしま  
した。

去る2月19日開会以来、連日審査に当たられました議員各位に対し、心から敬意を表  
しますとともに、これに御協力いただきました市当局並びに関係各位に対しまして、こ  
の席から深甚なる感謝を表する次第であります。

また、3月31日をもって退職されます職員の皆様におかれましては、長年にわたり市



勢の発展、市民の福祉向上に御尽力をいただきましたことに心より敬意を表し、感謝を申し上げる次第であります。今後とも本市への御協力を賜りますようお願い申し上げます。

これをもちまして、平成30年第1回由利本荘市議会定例会を閉会いたします。  
大変御苦労さまでした。

午後 2時33分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

由利本荘市議会議長 渡部 聖一

議員 佐々木 茂

議員 三浦 晃